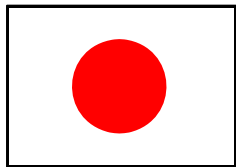


# 日マレーシア経済連携協定 原産地規則の概要



平成18年6月  
(平成19年11月、平成20年7月、  
平成23年7月：一部改訂)  
財務省関税局業務課



# 1. 概論

# 「特恵税率」は2つのカテゴリーに分けられる

2002年11月30日(日シンガポール経済連携協定発効日)より前

2011年7月1日現在

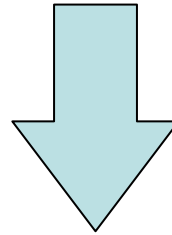
|     | 協定          | 非協定         |
|-----|-------------|-------------|
| 特恵  | なし          | 一般特恵(GSP)税率 |
| 非特恵 | ガット/WTO協定税率 |             |

|     | 協定   | 非協定         |
|-----|--|-------------|
| 特恵  | <b>EPA特恵税率</b><br>ASEAN包括特恵税率、インドネシア特恵税率、シンガポール特恵税率、スイス特恵税率、タイ特恵税率、チリ特恵税率、フィリピン特恵税率、ブルネイ特恵税率、ベトナム特恵税率、マレーシア特恵税率、メキシコ特恵税率 | 一般特恵(GSP)税率 |
| 非特恵 | WTO協定税率  |             |

# マレーシア特恵税率の適用

マレーシア特恵税率が他の税率より低い場合には、  
それらに優先して適用

(条約優先の一般原則 → 関税法第3条ただし書きにて確認的に規定)



輸入貨物にマレーシア特恵税率が適用されるか否か  
をまず確認することが必要

# マレーシア特恵税率が適用されるための要件

① 輸入貨物の関税率表上の所属区分にマレーシア特恵税率が設定されているか？

② 輸入貨物にマレーシア特恵税率の適用資格があるか？

(a) マレーシアの原産品であること  
(原産地基準及び積送基準)

(b) マレーシアの原産品であること  
(=原産地基準及び積送基準の両方をそれぞれ満たしていること)を、輸入申告時に税関に対して証明すること(手続的規定)

原産地規則

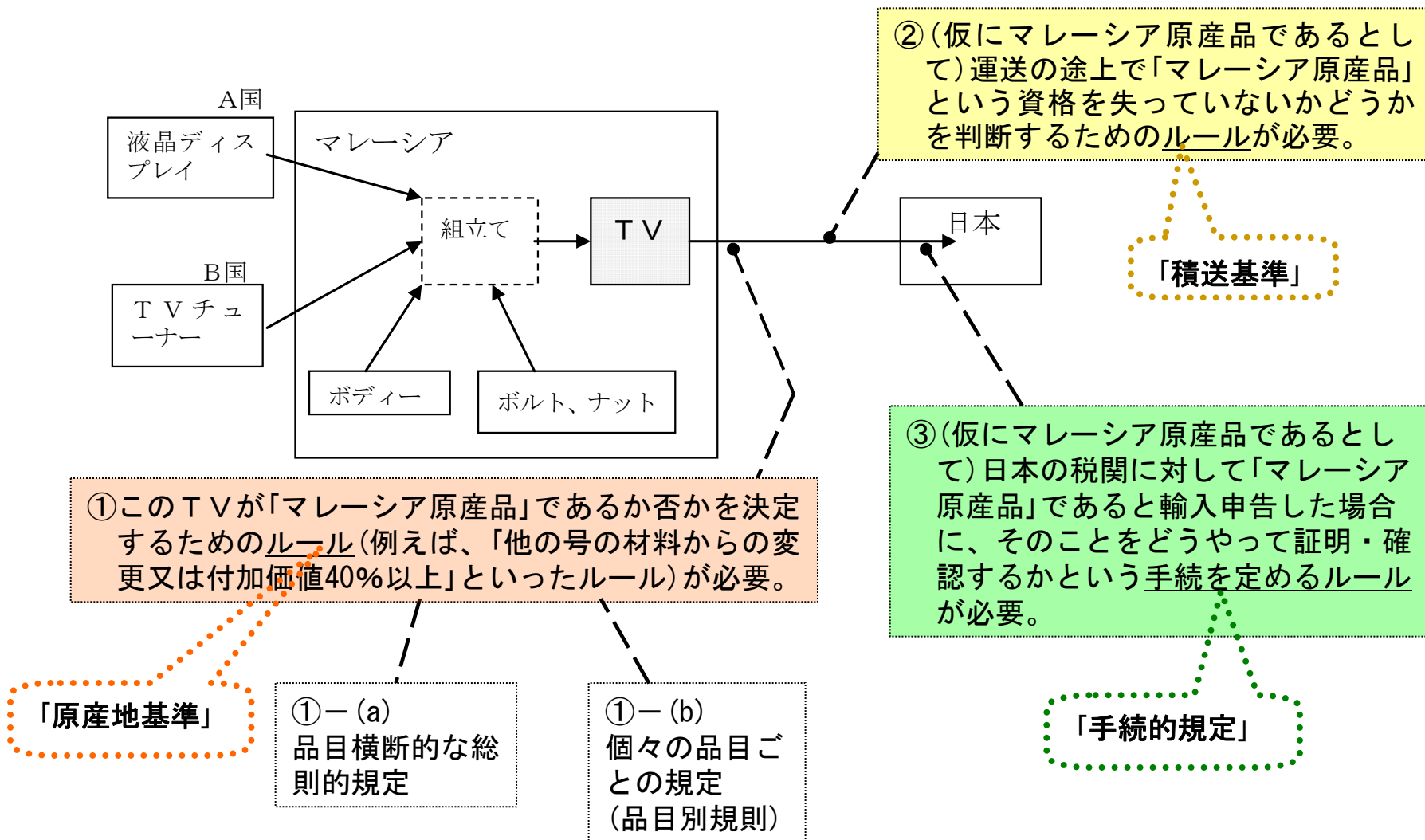
日マレーシア経済連携協定第19条 1

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、**他方の締約国の原産品**について、附属書1の**自国の表に従って**、関税を撤廃し、又は引き下げる。

日マレーシア経済連携協定第45条 1

輸入締約国の関係当局は、輸入者がいずれかの製品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該製品が輸出締約国の**原産品でないとき**又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該製品に**関税上の特恵待遇を与えないことができる**。

# 原産地規則の一般的な構成



# 「マレーシア特惠原産地規則」とは？

日マレーシア経済連携協定のうち、原産地規則に係る規定(\*)

日マレーシア経済連携協定の運用上の手続規則

関税法のうちの(\*)に関連する規定

関税法施行令のうちの(\*)に関連する規定

関税法基本通達のうちの(\*)に関連する規定

これらを総称

「マレーシア特惠原産地規則」

# マレーシア特惠原産地規則の構成

|                   |                            | 協定                | 運用上の手続規則           | 関税法                         | 関税法施行令     | 関税法基本通達                 | 品目別規則                                 |                  |             |
|-------------------|----------------------------|-------------------|--------------------|-----------------------------|------------|-------------------------|---------------------------------------|------------------|-------------|
| 総則的規定             |                            |                   |                    |                             |            |                         |                                       |                  |             |
| 原産地規則             | 完全生産品                      | 第28条第1項(a)        |                    |                             |            | 68-5-2の3(1)イ            | -                                     |                  |             |
|                   |                            | 第28条第2項           |                    |                             |            | 68-5-2の3(2)             |                                       |                  |             |
|                   | 原産材料から生産される産品              |                   | 第28条第1項(b)         |                             |            |                         | 68-5-2の3(1)ロ                          |                  |             |
|                   | 実質的変更基準                    | 関税分類変更基準          |                    | (第28条第1項(c))<br>第28条第3項     |            |                         | 68-5-2の3(1)ハ                          | 品目別規則リスト         |             |
|                   |                            | 加工工程基準            |                    | (第28条第1項(c))<br>第28条第3項     |            |                         | 68-5-3柱書き                             |                  |             |
|                   |                            | 付加価値基準            |                    | (第28条第1項(c))<br>第28条第4項～第8項 |            |                         | 68-5-4の3                              |                  |             |
|                   | 原産地基準                      | 実質的変更の例外          | 累積                 | 第29条                        |            |                         | 68-5-2の3(3)                           | 品目別規則リスト<br>附属書2 |             |
|                   |                            |                   | 僅少の非原産材料           | 第30条<br>附属書2第1節(e)          |            |                         | 68-5-2の3(4)                           |                  |             |
|                   |                            |                   | 原産資格を与えることとならない作業  | 第31条                        |            |                         | 68-5-2の3(5)                           |                  |             |
|                   |                            | 補足規定<br>その他の特別な規定 | 組み立ててないか又は分解してある産品 |                             | 第33条       |                         |                                       |                  | 68-5-2の3(6) |
|                   |                            |                   | 中間材料               |                             |            |                         |                                       |                  |             |
|                   |                            |                   | 代替性のある産品及び材料       |                             | 第34条       |                         |                                       |                  | 68-5-2の3(7) |
|                   |                            |                   | セット、キット又は複合的な産品    |                             |            |                         |                                       |                  |             |
| 間接材料              |                            |                   | 第35条               |                             |            | 68-5-3(3)イ              |                                       |                  |             |
| 附属品、予備部品及び工具      |                            |                   | 第36条               |                             |            | 68-5-3(3)ロ              |                                       |                  |             |
| 小売用の包装材料及び包装容器    |                            |                   | 第37条               |                             |            | 68-5-3(3)ハ              |                                       |                  |             |
| 船積み用のこん包材料及びこん包容器 |                            | 第38条              |                    |                             | 68-5-3(3)ニ |                         |                                       |                  |             |
| 積送基準              |                            | 第32条              |                    |                             |            | 68-5-9<br>68-5-10       |                                       |                  |             |
| 手続的規定             | 関税上の特惠待遇等の要求               |                   | 第39条               |                             | 第68条第2項    | 第61条第1項第2号<br>同条第5項、第8項 | 68-5-6<br>68-5-15～68-5-16             |                  |             |
|                   | 原産地証明書等                    |                   | 第40条<br>附属書3       | 規則1～規則9<br>別紙1-A、1-B        |            | 第61条第4項、第6項、<br>第7項     | 68-5-11<br>68-5-14～68-5-15<br>68-5-18 |                  |             |
|                   | 原産地証明書に基づく確認の要請            |                   | 第43条               | 規則8、規則11                    |            |                         | 68-5-21の3                             |                  |             |
|                   | 原産品であるか否かについての確認のための訪問     |                   | 第44条               |                             |            |                         |                                       |                  |             |
|                   | 原産品であるか否かの決定及び関税上の特惠待遇等の決定 |                   | 第45条               |                             |            |                         |                                       |                  |             |
| 事前教示              |                            | 第41条              | 規則10               | 第7条第3項                      |            | 7-17～7-19<br>68-5-22    |                                       |                  |             |





## 2. 原産品であることの証明のために必要な書類

(1) 原産地基準を満たしていることを証明する書類 (= 原産地証明書)

(2) 積送基準を満たしていることを証明する書類

# 原産地証明書の提出

- ・ 原産品であることを証明するために原産地証明書の提出義務。(協定第39条第1項、関税法第68条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
- ・ 以下の場合には、提出を要しない。(協定第39条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
  - 1000 U S ドル又は輸入国が規定するこれより高い額を超えない貨物
  - 輸入国が提出を免除する貨物

別途定めるもの

20万円

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

# 原産地証明書に係る留意事項①

- ・ **提出時期**：輸入申告時（関税法施行令第61条第4項）  
ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合には、  
2ヵ月以内の適当な期間の提出猶予（関税法施行令第61条第4項、関税法基本通達68-5-16）
- ・ **発給機関**：マレーシア国際貿易産業省（Ministry of International Trade and Industry）  
（協定第40条第1項、関税法基本通達68-5-14）
- ・ **有効期間**：1年間（協定第40条第6項、関税法施行令第61条第3項）  
ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合には、  
延長が可能（関税法施行令第61条第5項、関税法基本通達68-5-18）
- ・ **対象となる輸入は1回限り**（協定第40条第6項）

「災害その他やむをえない理由」の意義は関税法基本通達68-5-15に定義

# 原産地証明書に係る留意事項ー②

- ・ 記載事項：日マレーシア経済連携協定附属書 3 に定める事項は最低限必要（協定第40条第 1 項、同附属書 3）
- ・ 様式：運用上の手続規則別紙 1－A に定めるもの  
（協定第40条第 4 項、運用上の手続規則別紙 1－A、関税法基本通達 68－5－11）
- ・ 軽微な誤り：受入れ可（運用上の手続規則・規則 5）  
メキシコ特惠原産地規則と同様
- ・ 発給後の修正：発給機関による承認が必要（運用上の手続規則・規則 4、関税法基本通達 68－5－12（3））
- ・ 第三国で発出されるインボイス：受入れ可（運用上の手続規則・規則 7）

# 原産地証明書に係る留意事項③

- ・ 遡及発給：あり（運用上の手続規則・規則3(b)、関税法基本通達68-5-12(6))
  - メキシコ特惠原産地規則⇒ “ISSUED RETROSPECTIVELY”
  - マレーシア特惠原産地規則⇒ “ISSUED RETROACTIVELY”なお、一般特惠(GSP)原産地規則で言ういわゆる「事後発給」とは概念が異なることに留意。
- ・ 再発給：あり（運用上の手続規則・規則3(e)、関税法基本通達68-5-12(5))
  - メキシコ特惠原産地規則⇒ “DUPLICATE” という裏書あり。
  - マレーシア特惠原産地規則⇒ “DUPLICATE” という裏書なし。その代わりオリジナルの原産地証明書の番号及び発給日の記載あり。

# 原産地証明書に係る留意事項－(補足)

マレーシア特惠原産地規則の原産地証明書を、一般特惠(GSP)原産地規則における原産地証明書で代用することは可能か？

⇒**できない**

この原産地証明書のことを「GSP(ジーエスピー)」と呼ばないこと。  
原産地証明書はあくまで「原産地証明書」である。

⇒**なぜなら**

- ①一般特惠(GSP)原産地規則とマレーシア特惠原産地規則とは、法的には全く別個の存在であり、
- ②一般特惠(GSP)原産地規則上の原産地証明書は、マレーシア特惠原産地規則上のマレーシア原産品であることを証明したものではないため。
- ③一般特惠(GSP)原産地規則上の原産地証明書の記載事項は、日マレーシア経済連携協定附属書3に定める要件を満たしていないため。

# 原産地証明書には何が記入されるべきか

## ① (税関様式関係) 通達 I 税関様式 C 第5290-4号)

|   |  |  |   |  |
|---|--|--|---|--|
| 1. Exporter's Name, Address and Country:<br><b>輸出者の名称・住所・国名</b>   | Reference No.  | Number of page /   |   |  |
| 2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country:<br><b>輸入者又は荷受人の名称・住所・国名</b>   | AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP<br><br>FORM MJEPA   |  |   |  |
| 3. Means of transport and route (as far as known)<br><b>輸送の手段及び経路(判明する範囲で)</b><br><br>Departure Date: <b>出発日</b><br>Port of Discharge: <b>荷卸港</b>   | Issued in _____<br>(Country)<br>See Notes Overleaf   |  |   |  |
| 4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages;<br>Description of good(s); HS code; other instances<br><br><b>項目番号(必要な場合)、記号、番号、包装の個数及び種類、品名、HS番号、その他の事項</b><br><br>品名はインボイス上の品名及びHSの品名と関連付けるのに十分なものとする。製品ごとにHS 6桁又はそれよりも詳細なレベルの番号を記入。製品に対応する品目別規則が、特別な品名に対応するもの(例えば、「いぐさ製品」)である場合には、当該特別な品名を記入。<br>HS第16類又は第18類から第20類までの各々の製品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名を記入(当該材料が製品の生産に使用された場合)<br>HS第19類又は第20類の製品については、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集された材料及び当該締約国又は当該第三国の国名を記入(当該材料が上記の材料であってHS第7類、第8類、第11類又は第17類に分類されるものの生産に使用された場合)<br>HS第50類から第63類までの各々の製品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名を記入(当該材料が製品の生産に使用された場合) | 5. Preference criterion<br><br><b>特惠基準</b><br><br>どの原産地基準(完全生産品はA、原産材料から生産される製品はB、品目別規則を満たす製品はC)が適用可能であるかを記入。<br>累積の規定を適用する場合にはA C U、僅少の非原産材料の規定を適用する場合にはD M I、代替性のある製品又は材料の規定を適用する場合にはF G Mを記載。 | 6. Quantity or gross weight, and FOB value (optional)<br><br><b>数量又はグロス重量(記入は必須)及びFOB価格(記入は任意)</b> | 7. Invoice number and date<br><b>インボイスの番号及び日付け</b><br>○原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なり、かつ、第三国に所在する者によりインボイスが発行される場合には、産品が締約国に輸入される際に発行されるインボイスの番号を記入。この場合、第8欄において、当該産品のインボイスは第三国において発行される旨、及び、当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。<br>○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合には、本欄は空白のまま。この場合、輸入者は輸入国の関係当局(日本の場合、税関)に対し、当該事実が政党である旨を宣誓する誓約書(少なくとも輸入に使用されるインボイス及び原産地証明書の番号を記入)を提出。 |  |
| 8. Remarks: <b>備考</b><br>原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局により、"ISSUED RETROACTIVELY"と記入。<br>原産地証明書が再発給される場合には、発給当局により、当初の原産地証明書の発給日及び当該原産地証明書の証明番号を記入。  |  |  |   |  |

(注) 15ページから17ページに掲げる記入要領は、日マレーシア経済連携協定・運用上の手続規則における関連規定の一部を利便性の観点から仮に訳出したものです。運用上の手続規則の厳密な解釈は同規則の原文(英文)によることとなる点にご留意願います。

# 原産地証明書には何が記入されるべきか

## ②

(税関様式関係  
通達

I 税関様式  
C 第5290-4号)

|  |  |
|--|--|
| <p>9. Declaration by the exporter:<br/>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- the above details and statement are true and accurate.</li> <li>- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;</li> <li>- the country of origin of the good(s) described above is _____</li> </ul> <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p> <p>Name (printed): _____</p> <p>Company: _____</p> | <p>10. Certification</p> <p>The undersigned hereby certifies that the above-mentioned good(s) are considered as originating.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office:<br/>_____</p> <p>Stamp<br/>_____</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p> |
|--|--|

**輸出者(又は代理人)による記入。**

- ・日付(証明書申請の日付と同一)
- ・署名: 自署又は署名の形状の印字

**輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体による記入。**

- ・日付
- ・署名(権限のある政府当局又はその指定する団体の署名は、自署又は署名の形状の印字)
- ・押印



# 関連規定は何か

**第28条 原産品**  
 1 (c) 非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

**第28条**  
 1 (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品

**第28条 原産品**  
 1 (a) 当該締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの

|   |  |  |
|---|--|--|
| 1. Exporter's Name, Address and Country:<br><b>輸出者の名称・住所・国名</b>   | Reference No.  | Number of page /   |
| 2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country:<br><b>輸入者又は荷受人の名称・住所・国名</b>   | AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP<br>FORM MJEPA   |  |
| 3. Means of transport and route (as far as known)<br><b>輸送の手段及び経路(判明する範囲で)</b><br>Departure Date: <b>出発日</b><br>Port of Discharge: <b>荷卸港</b>   | Issued in _____ (Country)<br>See Notes Overleaf  | <b>第29条 累積</b>   |
| 4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages;<br>Description of good(s); HS code; other instances<br><b>項目番号(必要な場合)、記号、番号、包装の個数及び種類、品名、HS番号、その他の事項</b><br><br>品名はインボイス上の品名及びHSの品名と関連付けるのに十分なものとする。産品ごとにHS 6桁又はそれよりも詳細なレベルの番号を記入。産品に対応する品目別規則が、特別な品名に対応するもの(例えば、「いくさ製品」)である場合には、当該特別な品名を記入。<br>HS第16類又は第18類から第20類までの各類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名を記入(当該材料が産品の生産に使用された場合)<br>HS第19類又は第20類の産品については、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集された材料及び当該締約国又は当該第三国の国名を記入(当該材料が上記の材料であつてHS第7類、第8類、第11類又は第17類に分類されるものの生産に使用された場合)<br>HS第50類から第63類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名を記入(当該材料が産品の生産に使用された場合) | 5. Preference criterion<br><b>特惠基準</b><br><br>どの原産地基準(完全生産品はA、原産材料から生産される産品はB、品目別規則を満たす産品はC)が適用可能であるかを記入。<br>累積の規定を適用する場合にはA C U、僅少の非原産材料の規定を適用する場合にはD M I、代替性のある産品又は材料の規定を適用する場合にはF G Mを記載。   | 6. Quantity or gross weight, and FOB value (optional)<br><b>数量又はグロス重量(記入は必須)及びFOB価格(記入は任意)</b> |
| 8. Remarks: <b>備考</b><br>原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局により、"ISSUED RETROACTIVELY"と記入。<br>原産地証明書が再発給される場合には、発給当局により、当初の原産地証明書の発給日及び当該原産地証明書の証明番号を記入   | 7. Invoice number and date<br><b>インボイスの番号及び日付</b><br>○原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なり、かつ、第三国に所在する者によりインボイスが発行される場合には、産品が締約国に輸入される際に発行されるインボイスの番号を記入。この場合、第8欄において、当該産品のインボイスは第三国において発行される旨、及び、当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。<br>○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合には、本欄は空白のまま。この場合、輸入者は輸入国の関係当局(日本の場合、税関)に対し、当該事実が政党である旨を宣誓する誓約書(少なくとも輸入に使用されるインボイス及び原産地証明書の番号を記入)を提出。 | <b>第30条 僅少の非原産材料</b>   |
|   |  | <b>第34条 代替性のある産品及び材料</b>   |

[附属書2のうちの、アセアン第三国産材料の使用の許諾を定めた品目別規則]

運用上の手続規則：規則3(b)

運用上の手続規則：規則3(e)

運用上の手続規則：規則7

# 積送基準を満たしていることを証明する書類の提出

- ・ 第三国を経由して輸入する場合には、原産品の資格を失っていないことを証明する書類として以下のいずれかの提出義務。（協定第39条第3項、関税法第68条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号ロ）
  - 通し船荷証券の写し
  - 貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
  - その他税関長が適当と認める書類
- ・ 以下の場合には、提出を要しない。（関税法施行令第61条第1項第2号ロ）
  - 課税価格の総額が20万円以下の貨物



### 3. 原産地証明書記載事項の関連規定(原産地基準)

第28条第1項(a)、(b)、(c)

第29条

第30条

第34条

附属書2(品目別規則)

# 日マレーシア経済連携協定第28条

完全生産品

## 第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品

(c) **非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される産品**であって、**附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの**

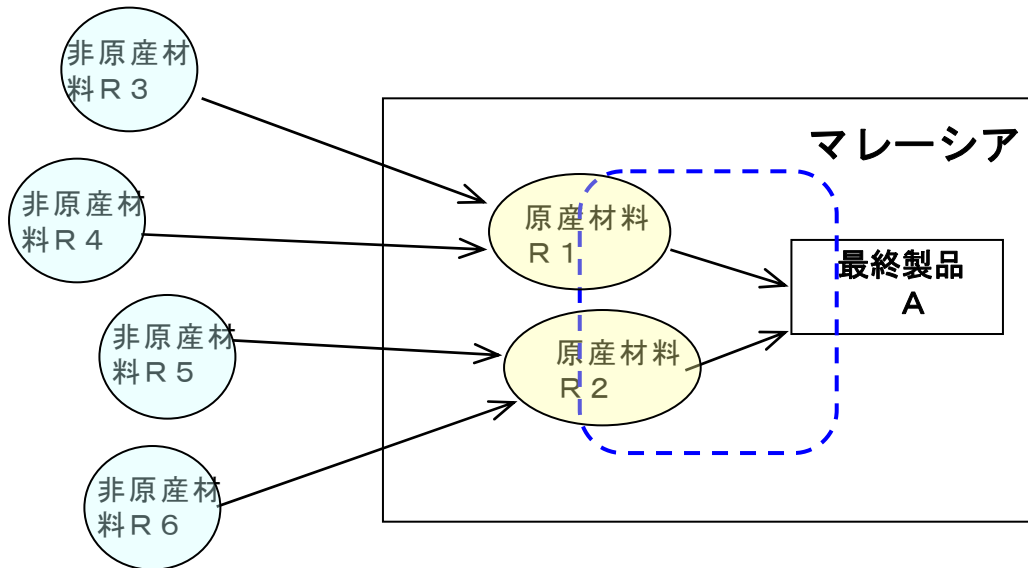
原産材料から生産される産品

実質的変更基準を満たす産品

# 協定第28条第1項(a) — 完全生産品

|     | 項 目   | 例 示                                       |
|-----|---|---|
| (a) | 生きている動物であって、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育したもの   | 家畜、領海で採捕した魚等                              |
| (b) | 当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲された動物   | 捕獲された野生生物                                 |
| (c) | 当該締約国の領域において生きている動物から得られる産品   | 卵、牛乳、羊毛等                                  |
| (d) | 当該締約国の領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品   | 果物、野菜、切花等                                 |
| (e) | 当該締約国の領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質((a)から(d)までに規定するものを除く。)                                 | 原油、石炭、岩塩等                                 |
| (f) | 当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の産品  | 公海、排他的経済水域で捕獲した魚等                         |
| (g) | 当該締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品   | 工船上で製造した魚の干物等                             |
| (h) | 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。      | 大陸棚から採掘した原油等                              |
| (i) | 当該締約国の領域において収集された産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの | 走行が不可能な廃自動車等                              |
| (j) | 当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの                              | 木くず、金属の削りくず等                              |
| (k) | 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の領域において回収される部品又は原材料                               | 走行が不可能な廃自動車から回収したタイヤであって、タイヤとしての使用が可能なもの等 |
| (l) | 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品  | (a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等                     |

# 協定第28条第1項(b) – 原産材料から生産される産品



一見したところ、マレーシア1カ国で原産材料(その生産工程において、少なくとも1つは非原産材料を用いているもの)のみから生産された産品

→ 厳密に言えば、生産・製造に2カ国以上が関与しているが、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるもの

\* 日メキシコ経済連携協定第22条第1項(b)に同様な規定

# 協定第28条第1項(c) — 実質的変更基準を満たす産品 (品目別規則等を満たすもの)

実質的変更基準には、以下の3つの基準がある。

- **関税分類変更基準**

最終製品の関税分類番号と、すべての非原産材料の関税分類番号とが異なることとなるような製造が行われること

- **加工工程基準**

非原産材料に特定の加工工程が施されて最終製品が得られること

- **付加価値基準**

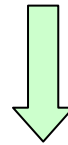
製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと

## 附属書 2 ー 品目別規則の具体例

### 第3904. 10号の物品に係る品目別規則

第3904. 10号の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が40%以上であること（第3904. 10号の産品への  
関税分類の変更を必要としない。）。

関税分類変更基準



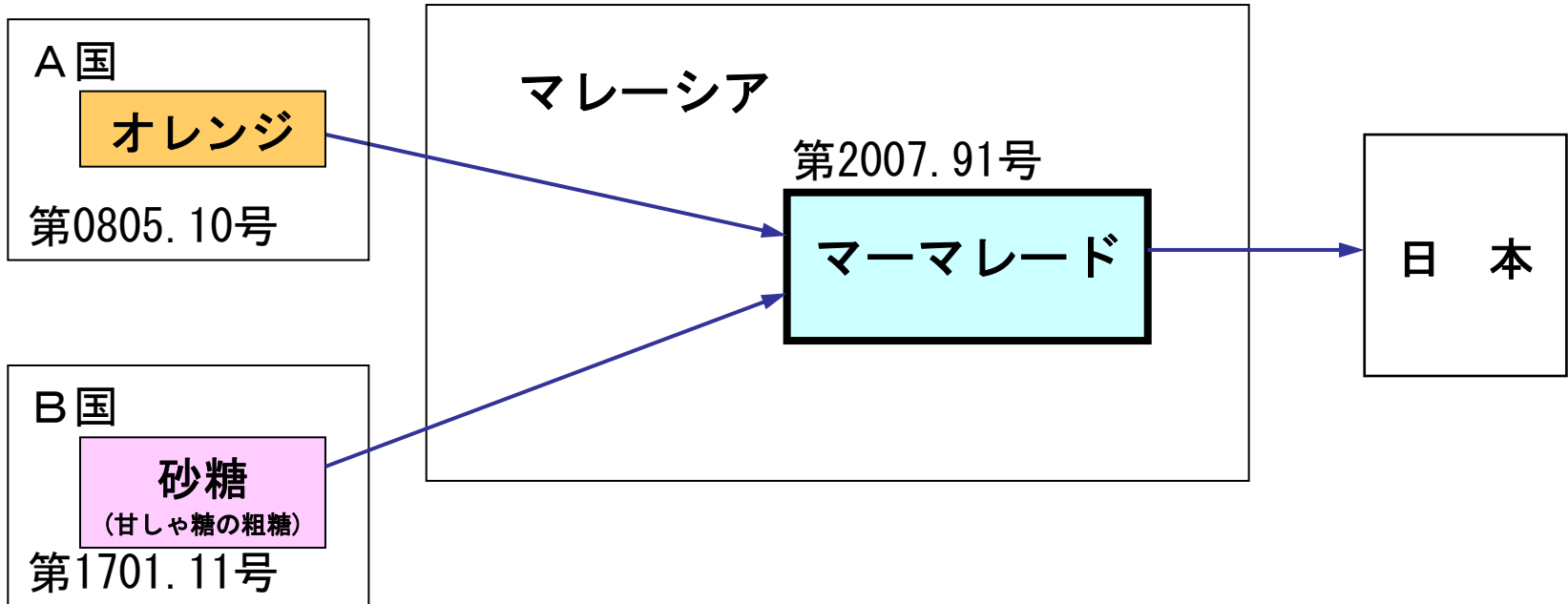
付加価値基準

「他の類の材料からの変更」という基準と、「原産資格割合が40%以上」という2つの基準のいずれか片方を満たしていれば、原産資格が付与されるというルール。

〔この2つの基準の間に優先関係はなく、どちらか片方を満たしていれば良いというものであり、両者は全く同格である。〕



# 関税分類変更基準



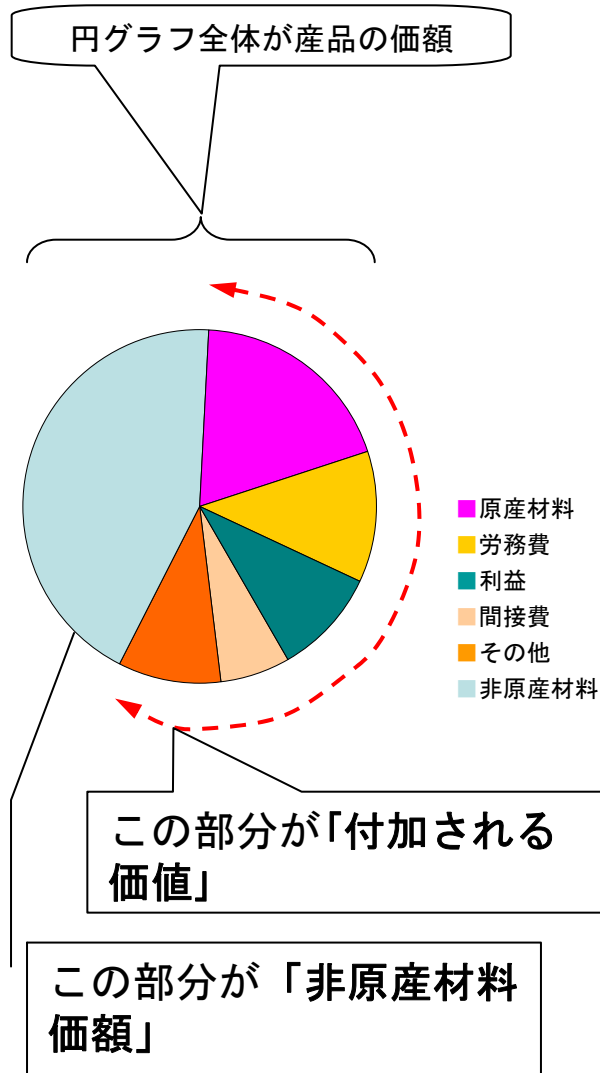
| 非原産材料         |             | 最終製品      |
|---------------|-------------|-----------|
| A国から輸入されたオレンジ | B国から輸入された砂糖 | マーマレード    |
| 第0805.10号     | 第1701.11号   | 第2007.91号 |

上図において、すべての非原産材料の関税分類番号と、最終製品の関税分類番号とが異なることとなる製造がマレーシアで行われている。

このような製造が行われた産品を原産品と認めるというのが**関税分類変更基準**

# 付加価値基準

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。



付加される価値と製品の価額とを比較して判断

(具体的には)  
製品の価額と非原産材料価額とを比較する

製品の価額 - 非原産材料価額

製品の価額

$\geq X\%$

原産資格割合と呼ばれる。

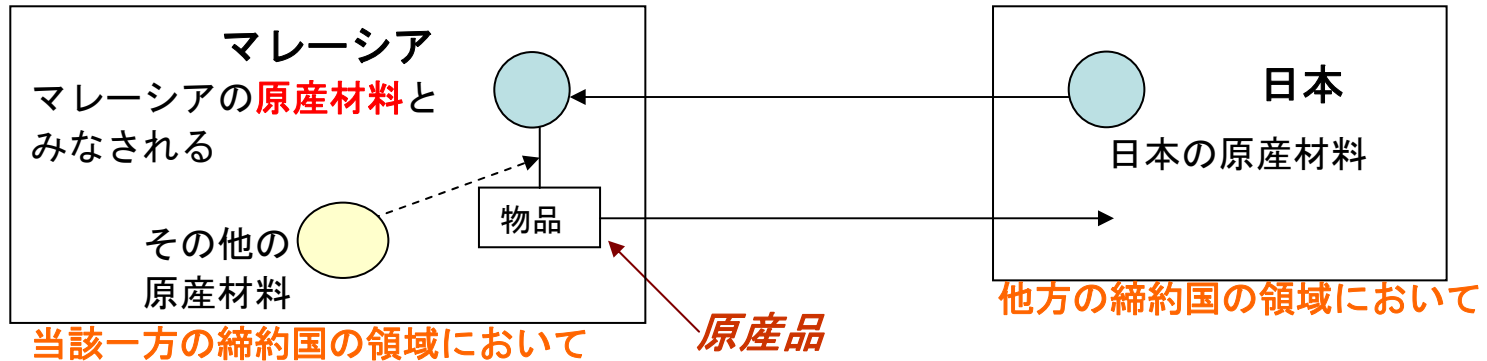
製品の価額 = FOB

(輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。また、価額が不明なときは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払いに係る価額に調整された価額とする。)

非原産材料価額 = 製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額(協定第28条第4項(b))

# 協定第29条 一 累積

極めて大まかに言えば、複数の場所で複数の者により行われる生産工程をひとまとまりの工程と見なした上で、原産資格を獲得できるかできないかを確認するという規定



## 協定第29条第1項

「産品が一方の締約国(=マレーシア)の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国(=マレーシア)の領域において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国(=日本)の原産品は、当該一方の締約国(=マレーシア)の原産材料とみなすことができる。」

## 一般特惠制度(GSP)における類似規定

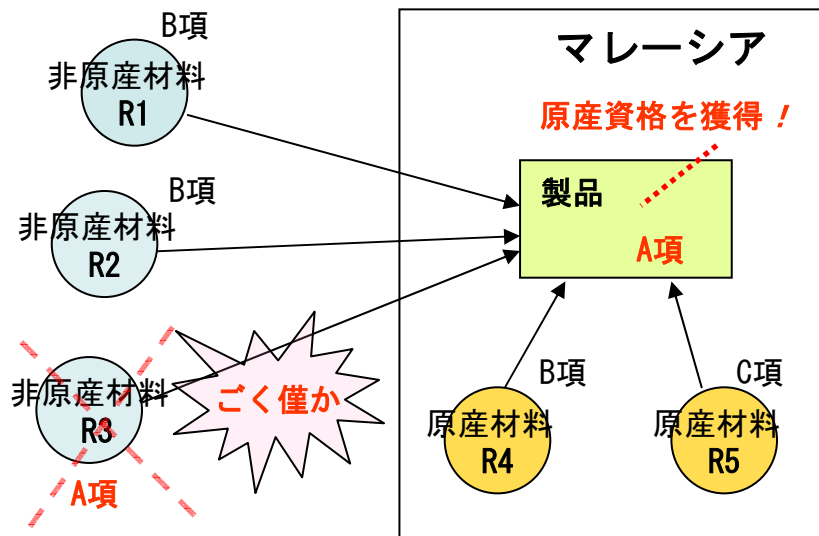
- ・ 累積原産地制度(関税暫定措置法施行令第26条第3項)
- ・ 自国関与基準(関税暫定措置法施行令第26条第2項)

マレーシア特惠原産地規則における累積の考え方は一般特惠(GSP)原産地規則における自国関与基準と類似。

ただし、自国関与基準においては、日本から輸出された産品であれば良かったが、マレーシア特惠原産地規則の累積においては、日本の原産材料であることが必要。

一般特惠(GSP)の自国関与基準が適用される際に原産地証明書に添付される「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書」のような書類の添付は、不要。(その代わりに原産地証明書の第5欄に「ACU」と記載)

# 協定第30条 一 僅少の非原産材料



関税分類変更基準を満たさない場合、

仮に、非原産材料 R 3 の数量又は価額がごく僅かであった場合、ごく僅かな材料のためだけに原産資格を与えられないのか？

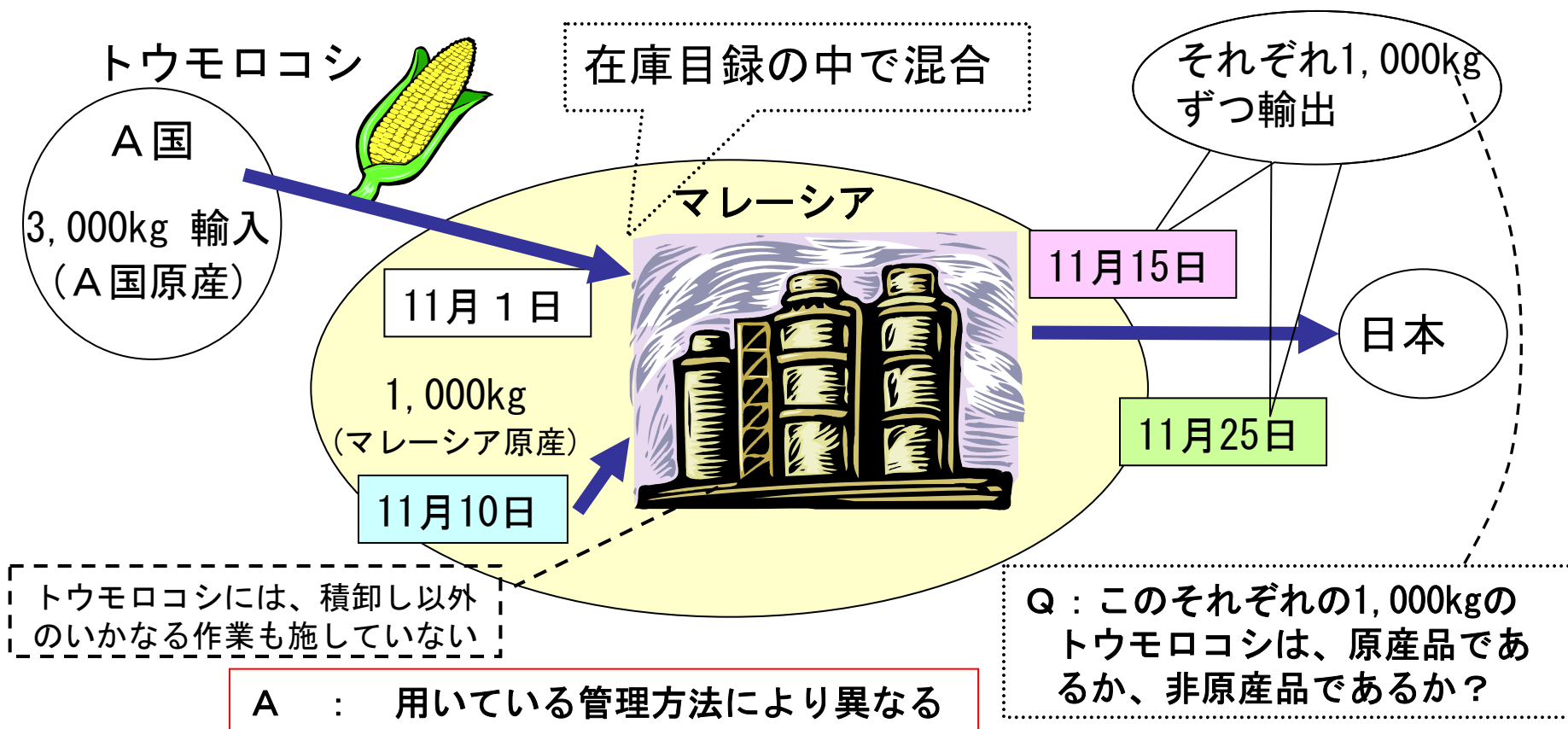
- 当該ごく僅かな材料は無視される
- その結果、「すべての非原産材料の項番号が異なる」こととなり、原産資格が与えられる

「僅かな材料」として認められるのはどのような場合か？

- 第 1 類から第27類まで : 適用なし
- 第50類から第63類まで : 当該製品の重量の 7 % を超えない
- その他 : 当該製品の価額の 10 % を超えない

本条の適用があった場合、原産地証明書第 5 欄に D M I と記載される。

# 協定第34条 — 代替性のある产品及び材料



|                       | 先入れ先出し方式 | 後入れ先出し方式 | 平均方式                    |
|-----------------------|----------|----------|-------------------------|
| 1,000kg<br>(11月15日輸出) | 非原産品     | 原産品      | 250kg 原産品<br>750kg 非原産品 |
| 1,000kg<br>(11月25日輸出) | 非原産品     | 非原産品     | 250kg 原産品<br>750kg 非原産品 |

# アセアン第三国産材料の使用の許諾①

## 第20.01項の物品に係る品目別規則

第20.01項の産品への他の類の材料からの変更(第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

## 第20類の注釈

- 第20.01項、第20.06項、第2003.10号から第2005.90号までの各号及び第2009.80号の適用上、
- (a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。
    - (i) 当該第三国からの直接輸送
    - (ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。
  - (b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であって産品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

これらはどういう意味か？

# アセアン第三国産材料の使用の許諾②

Aタイプ

第20.01項の産品への他の類の材料からの変更  
(第7類又は第8類の材料からの変更を除く。)



第20.01項の産品への他の類の材料からの変更(第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)



Bタイプ

第20.01項の産品への他の類の材料からの変更

インド  
収穫されたきゅうり(第7類)

フィリピン  
収穫されたきゅうり(第7類)

インド  
収穫されたきゅうり(第7類)

フィリピン  
収穫されたきゅうり(第7類)

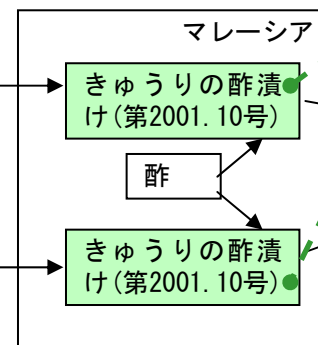
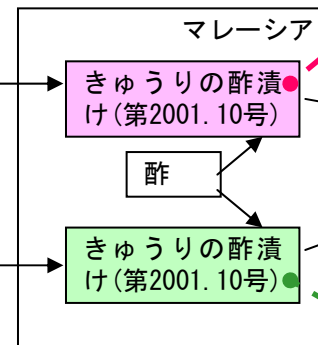
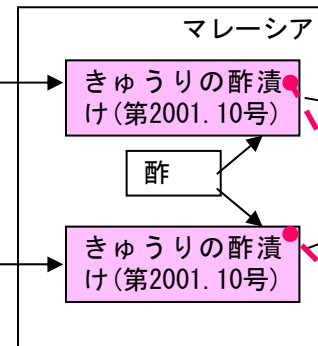
インド  
収穫されたきゅうり(第7類)

フィリピン  
収穫されたきゅうり(第7類)

第7類の材料からの変更だから要件を満たさず

アセアン第三国産でないから要件を満たさず

他の類の材料からの変更だから要件を満たす



日本

日本

日本

マレーシア原産品とは認められない

マレーシア原産品と認め得る



# アセアン第三国産材料の使用の許諾一③

第20.01項の産品への他の類の材料からの変更(第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

第7類のきゅうり(フィリピン産)を使用して第2001.10号のきゅうりの酢漬けを製造する場合を考える。

第20.01項の産品(=第2001.10号のきゅうりの酢漬け)への他の類の材料からの変更(第7類又は第8類の非原産材料(=非原産の第7類のきゅうり)を使用する場合には、当該非原産材料(=非原産の第7類のきゅうり)のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(=フィリピン)において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

すなわち・・・

材料であるきゅうりは、フィリピンにおいて「収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産され」なければならない。



# アセアン第三国産材料の使用の許諾④

## 第20類の注釈パラグラフ(a)

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第7類のきゅうり(フィリピン産)を使用して第2001.10号のきゅうりの酢漬けを製造する場合で言うところの・・・

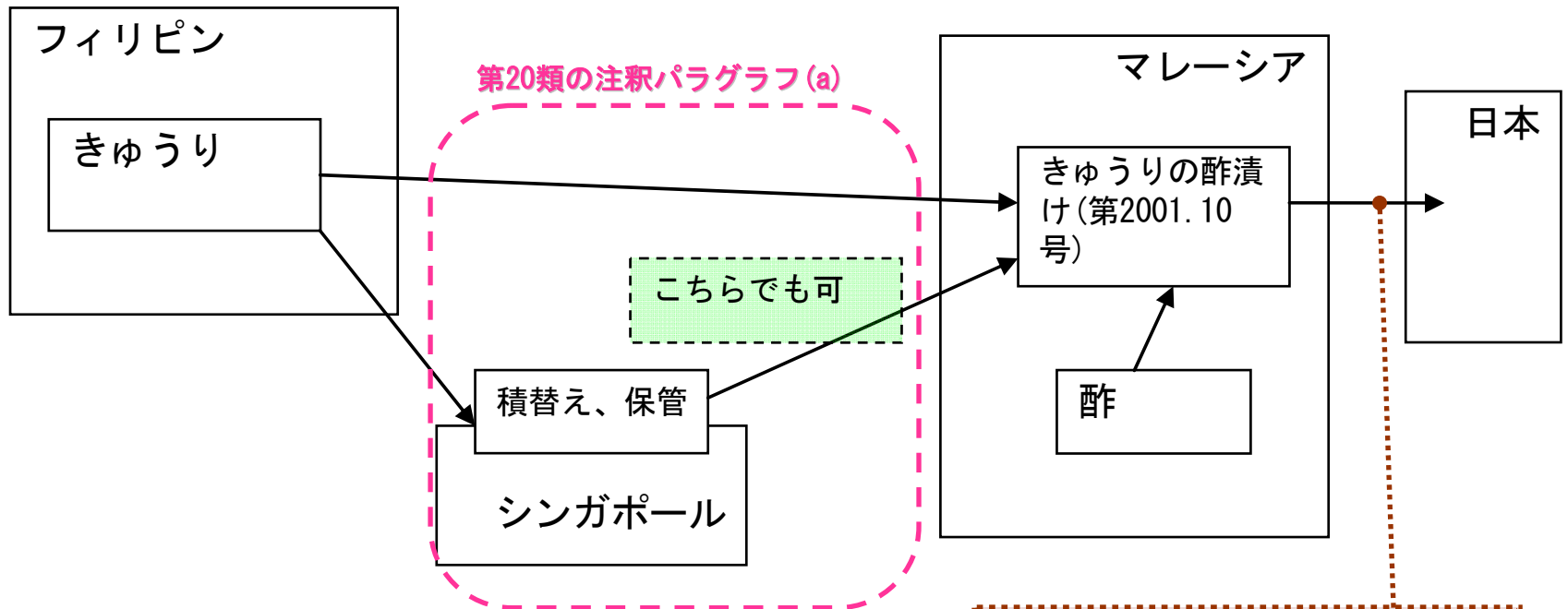
(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(=フィリピン)において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料(=非原産の第7類のきゅうり)は、当該非原産材料(=非原産の第7類のきゅうり)が製品(=第2001.10号のきゅうりの酢漬け)の生産に使用される締約国(=マレーシア)の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国(=フィリピン)からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国(=例えば、シンガポール)を経由した輸送。ただし、当該他の第三国(=シンガポール)において積卸し及び当該非原産材料(=非原産のきゅうり)を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

# アセアン第三国産材料の使用の許諾－⑤

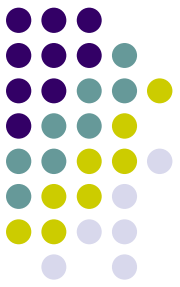
図示すると・・・



(注意)  
ここの移動に関しては、協定第32条に  
規定する(本来の)積送基準が適用され  
ることとなる。

# その他 — 「輸入者」の定義

| 日メキシコ経済連携協定第49条第1項(h)   | 日マレーシア経済連携協定第27条(g)                              |
|---|--|
| 1 前節及びこの節の規定の適用上、<br>(h) 「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。 | この章の規定の適用上、<br>(g) 「輸入者」とは、輸入締約国の領域に産品を輸入する者をいう。 |



## 4. 原産品であることの確認及び 特恵待遇の付与の決定

# 原産品であることの確認ー①

輸入貨物の原産資格に疑義が生じた場合、下記の方法により、原産品であるか否かの確認を実施することが可能。

|  | シンガポール特<br>恵原産地規則 | メキシコ特恵<br>原産地規則 | マレーシア特<br>恵原産地規則 |
|--|-------------------|-----------------|------------------|
| ①輸入国政府より輸<br>出国政府に対して情<br>報提供を要請。                | ○                 | ○               | ○                |
| ②輸入国政府より、<br>輸出国内の輸出者又<br>は生産者に対して直<br>接情報提供を要請。 | —                 | ○               | —                |
| ③輸出国内の輸出者<br>又は生産者を訪問。                           | ○                 | ○               | ○                |

原則として、まず①を実施→その結果に満足できない場合に③に移行(ただし、緊急時等には③から実施することも可能)

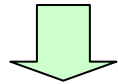
3つの方法の間の優先順位なし

訪問の主体は、あくまで輸出国の政府当局。輸入国の関係当局はその訪問に立ち会うだけ。

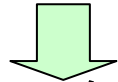
※右記ではシンガポール、メキシコ及びマレーシアの各特恵原産地規則を例に挙げる。

# 原産品であることの確認②

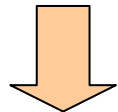
輸入国税関において輸入される産品の原産資格に疑義が生じた場合



輸入者に照会する等、疑義の解明に努める。

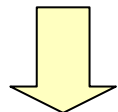


協定第43条又は第44条の規定に基づく確認を行う必要があると思料される場合には、本省と協議。



## 確認の実施

実施に当たっては、輸入者に対して、確認に係る協定の規定を説明する。



確認の結果、得られた情報が、原産品であることを証明するために十分でない場合には、原産品でないと決定し、マレーシア特惠税率を適用しないことができる。

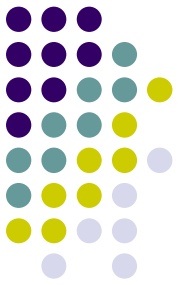
貨物の引取りを急ぐ理由があると認められる場合には、関税法第73条第1項等の規定に基づき、担保を提供の上、当該貨物の引取りが可能。

# マレーシア特恵税率の適用の決定

以下の場合には、マレーシア特恵税率を適用しないことができる。

- ①輸入貨物がマレーシア原産品でないとき、又は、輸入者がマレーシア特恵原産地規則の要件を満たさないとき（協定第45条第1項）
- ②マレーシア国際貿易産業省が原産地証明書の発給を取り消し、当該取り消した旨の通知を日本国税関が受け取ったとき  
(協定第45条第2項)
- ③原産品であるかないかの確認の実施に関連して、
  - (a) マレーシア国際貿易産業省が情報提供の要請に対し期限内に回答しない場合
  - (b) マレーシア国際貿易産業省が確認訪問を拒否し、又は、訪問を実施するか否かについて期限内に回答しない場合
  - (c) 提供された情報が原産品であることを証明するために十分でない場合

(協定第45条第3項)

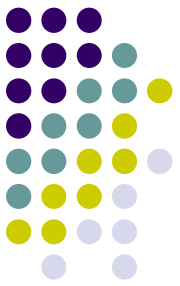


# 5. 事前教示



# 協定第41条－事前教示

輸入締約国は、輸出締約国の製品の輸入者、輸出者、輸出締約国の領域に所在する生産者又はこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。



## 6. 輸出者の義務等

# 日マレーシア経済連携協定に規定される輸出者の義務等

- ☆1 産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。(第42条(a))。
- ☆2 原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を原産地証明書の発給当局に提出した場合には、罰則その他の制裁を受ける。(第47条1)
- ☆3 当該原産地証明書の発給の日の後5年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。(第42条(b))

# ご不明の点があれば・・・

- ❖ 日マレーシア経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf)

附属書 2 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku02.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku02.pdf)

附属書 3 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku03.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku03.pdf)

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

([http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)) からご覧いただけます。

- ❖ ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

( [http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/syomeisyo.htm](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm) )

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。